

鳩山町審議会等の委員公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳩山町審議会等の委員選任要綱（平成11年告示第29号）第5条に規定する審議会等の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 審議会等の委員の公募は、広報はとやま及び町ホームページに募集記事を掲載することにより行うものとする。

2 前項の募集記事に掲載する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 募集趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 任期中又は年間の開催予定回数
- (6) 応募方法
- (7) 公開抽選日時及び会場
- (8) 問い合わせ先

(応募資格)

第3条 審議会等の委員の応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本町に引き続き1年以上住所を有する者
- (2) 応募日現在において本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない者
- (3) 過去の審議会等への公募委員就任回数が原則として5回以上でない者

2 審議会等の設置目的により年齢制限を設ける場合は、合理的な範囲とするものとする。

(応募方法)

第4条 審議会等の委員の応募方法は、審議会等委員応募用紙(別記様式)によるものとし、募集期間は2週間程度とするものとする。

2 応募は原則として本人によるものとするが、推薦による応募も受け付けるものとする。

(委員の決定)

第5条 公募に係る審議会等の委員の決定は、あらかじめ日時及び会場を定め、公開抽選により行うものとする。ただし、応募者が募集人員に満たない場合は、応募者をもって委員とする。

2 前項の結果は、応募者全員に連絡するものとする。

(公募に係る事務の所管)

第6条 この要領に規定する公募に係る事務は、公募に係る審議会等を所管する課等が行うものとする。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月3日から施行する。